

「ほのぼの」シリーズ
介護保険対応版 ほのぼのNEXT
システム担当者 様



システム開発本部 開発第1部 部長 五十嵐 悠太

医療訪問看護の療養費マスターの 一部変更(令和6年8月23日分)に伴う対応について

拝啓 平素は「ほのぼの」シリーズをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

早速ではございますが、社会保険診療報酬支払基金より、訪問看護療養費マスターの変更が行われました。これに伴い、ほのぼのNEXT 及び Care Palette Nurse の今後の対応についてご案内いたします。

末筆ながら、貴事業所の益々のご繁栄を心よりご祈念申し上げます。

敬具

記

■対象事業種別

訪問看護（医療）

■訪問看護療養費マスターの変更について

社会保険診療報酬支払基金より、訪問看護療養費マスターの変更が行われました。これに伴い、ほのぼのNEXT 及び Care Palette Nurse においても、変更後の療養費マスターで請求ができるよう、対応を予定しております。詳細については、以下の「【訪問看護療養費マスターの変更内容】」をご確認ください。

<訪問看護療養費マスターの変更について>

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/r06/kihonmasta_10.html

↳訪問看護の改定分マスター（更新日：2024年8月23日）改定分内容

【訪問看護療養費マスターの変更内容】

<変更前>

550001770：看護・介護職員連携強化加算

<変更後>

変更 550001770：看護・介護職員連携強化加算（24時間対応体制加算（イ以外の場合））

新設 550002370：看護・介護職員連携強化加算（24時間対応体制加算（看護業務の負担軽減の取組を行っている場合））

◆修正プログラム適用までの運用について

修正プログラム適用までは、以下の手順で紙にて書面請求いただきますようお願いいたします。

<オンライン請求を開始しているお客様>

変更前の療養費マスターで「24時間対応体制加算イ」、「看護・介護職員連携強化加算」をいずれも算定している利用者分のみ、以下の手順で書面（紙レセプト）にてご請求いただきますようお願いいたします。

① [請求]→[医療請求]→[医療請求]→[マスタ他]ボタン→[戻る関連付]ボタン→[医療戻る関連付け]画面で、該当利用者分のみ「オンライン請求区分」を「対象外」に設定します。

② 該当利用者分のみ、[明細書]ボタンから紙レセプトを印刷し、書面請求します。

<オンライン請求を開始されていないお客様>

変更前の療養費マスターで「看護・介護職員連携強化加算」を算定し、通常通り、書面（紙レセプト）にてご請求いただきますようお願いいたします。

なお、12月審査分以降は変更後の訪問看護療養費マスターで算定・オンライン請求が必須となりますので、修正プログラムを適用いただき、ご対応をお願いいたします。

■修正プログラムの提供時期について

本対応については、ほのぼのNEXT 及び Care Palette Nurse とともに提供時期が決まり次第、改めてご連絡させていただきます。

■お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上